

青梅市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月7日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

都市公園を1か所設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市公園条例の一部を改正する条例

青梅市公園条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 都市公園の表に次のように加える。

藤橋二本木公園	東京都青梅市藤橋2丁目602番地の4
---------	--------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふじはしにほんぎ
藤橋二本木公園位置図



藤橋二本木公園平面図 (縮尺 : S = 1/100)

